

議案第15号

葛飾区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区社会教育委員の設置に関する条例（平成8年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 社会教育法第18条の規定により条例で定める社会教育委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。